

提出日(西暦)	2016年 1月 4日
---------	-------------

品質管理システム概要書(2016年 1月 4日現在)

監査事務所名 興誠監査法人

代表者名 本橋 清彦

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当監査法人における品質管理に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」として定め、適切に整備し運用することとしております。品質管理担当責任者は、当監査法人の社員会の代表者であることを定めており、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスクに対応して品質管理に関する適切な方針及び手続を定めており、品質管理担当責任者が不正リスクに対応する品質管理の責任者として責任を負っております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当監査法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続に関する確認書である「監査人の独立性チェックリスト」による調査を始め、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

(3) ローテーションの方針及び手続

大会社等の監査責任者に対して、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付ける方針及び手続を定めております。

3. 監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことを合理的に確保できるようにするため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定め、当監査法人の適性及び能力の有無、職業倫理に関する規定の遵守の実行可能性、関与先の誠実性等を考慮しております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関して、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が評価の妥当性を検討する等の方針及び手続を定めております。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び、当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを規定しております。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、前項の事項を踏まえて監査調書を査閲する責任を負うことを定めております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示

の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することを定めております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施します。当該審査については、「監査意見表明のための委託審査要領」(日本公認会計士協会)の規定に従って、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任する等、審査の方針と手続を定めております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するように、監査調書の管理に関する方針及び手続を定めております。

また、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定め、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。

さらに、適切な監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を定めております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。

上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を含んでおります。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、監査契約の新規の

締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施及び監査事務所間の引継が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正

当監査法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響の評価、監視結果の伝達及び是正に関する方針及び手続を定めております。

(3) 不服と疑義の申立て

当監査法人は、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。この方針及び手続の一部として、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

(不正リスクへの対応)

事務所は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、方針及び手続を定めております。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告するよう定めております。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めております。共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当監査法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめるよう定めております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項は、ありません。

上場会社監査事務所の概要、品質管理システムの概要は、各事務所が自己責任の下に作成し、

提出したものを掲載しており、品質管理委員会又は品質管理審議会がその開示内容に保証を与えるものではない。